

執行部役員分掌

Table of executive officer assignments including positions like 相談役, 支部長, 副支部長, 理事分掌, etc.

役員会報告

Reports from the board of officers, including details of the 1st, 2nd, and 3rd meetings.

今後の主な活動予定

Calendar of upcoming activities such as 行政書士試験説明会, 行政書士試験, 近隣支部合同交流会, etc.

※職務上請求書の取扱いについて、再度確認を!!

Notice regarding the handling of official request letters, emphasizing the need for confirmation.

支部ホームページURL: http://www.gyousei-kb.net/

広報部からのお知らせ: Information from the public relations department regarding member directories and notices.

編集後記

Editorial note: A message from the editor reflecting on the year's activities and the magazine's role.

川口支部通信

今こそ英知の集結を

今年度の支部定時総会は、去る4月30日(土)、数年ぶりに川口駅東口の中国料理店「江南春」を会場として...



支部長挨拶の様子

議案審議に先立ち、挨拶に立った永沼支部長は、震災の影響による日本経済の長期低迷と更なる景気の悪化が懸念される折、我々行政書士においても...

行政書士制度広報月間無料相談会

当支部では、毎年10月に全国一斉に行われる行政書士制度広報月間の取り組みとして、去る10月8日(土)に、「キエポ・ラ」2階エントランスホールにおいて無料相談会を実施致しました。

相談会の様子



相談会の様子

ばらでしたが、相談件数はやや昨年を下回る程度にとどまりました。

また、「子の離婚」についてご両親がご相談に来られるというケースが2件ほどあり、年々増加傾向にある若年層離婚の現実が垣間見えました。



議事進行役を務められる太田茂先生(右)



懇親会で祝辞を述べられるご来賓の皆様

一致により全ての議案が承認されています。

職に指名され、全会一致での承認となりました。

さらに、元・埼玉県行政書士会会長で、現在当支部の相談役でおられる柳栄一先生が名誉会長の...

埼玉会総会 高玉会長三選果たす 名誉会長に柳栄一先生



執行部だより

副支部長 広報部長
小川 晃

今年度の支部役員改選により、近藤豊副支部長に加え、金杉久富副支部長と共に副支部長職を拝命することとなりました。小川です。

はじめに、東日本大震災で亡くなられた多くの皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

また、被災され、今も大変な生活を送っておられる皆様には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い原状事故の終息と街の復旧復興をお祈り申し上げます。

9月、東京電力は原発事故に起因する損害に対して賠償請求受付を開始しましたが、メディアでも取り挙げられておりましたように、当初この請求にはおよそ180ページに及ぶ膨大な説明書類の理解と正確な申請書の作成多くの疎明資料の提出が求められ、手続きが非常に煩雑なものとなって

ました。今月になって東京電力側も改善策を示し、大幅な説明資料の削減と手続きの簡略化に至った様子です。

このような劇的な簡略化で十分な賠償責任を果たせるのか、満足のいく賠償が受けられるのか疑問を感じざるを得ません。書類の作成を生業としている者としては、是非その中身を確認してみたいと思います。

最後に、会員の皆様には、日頃より支部運営にご理解・ご協力を賜わり厚く御礼申し上げますとともに、引き続きご支援のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

支部長 総務部副部長
増田 智光

本年度より支部長と総務部副部長を拝命し、今更以上への重責に身の引き締まる思いです。川口支部の活動は会員の皆様からの支部会費によって支えられておりますので、今後とも会費納入につきましてもご理解ご協力をお願い申し上げます。

業務の壺

※賃貸住宅管理業者登録制度の施行について

国土交通省は、賃貸住宅の管理業者を対象とした登録制度を12月1日から施行すると発表しました。同時に、賃貸住宅管理業者の登録に必要な事項「賃貸住宅管理業者登録規定」、登録業者が遵守すべき一定のルールを定めた「賃貸住宅管理業者処理基準」を公示しました。

この制度は、賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで業務の適正な運営を確保し借主や貸主の利益保護を図ることを目的とします。また、消費者（借主）は公開された登録事業者を管理業務や物件選択の判断材料として活用することが可能となります。結果として悪徳業者の排除、

相次ぐ敷金返還・契約更新時のトラブルの未然防止など、管理業者の信頼向上につなげて行きたい考えです。今のところ、制度の位置付けは、法律によらない国土交通省告示による任意の登録制度ですが、マンション管理適正化法制定の経緯に照らし、将来的な法制化を視野に入れたものであることは間違いないようです。

また、制度は、国土交通省が運営する国の登録制度であるため、宅地建物取引業の免許にかかわらず、全て国土交通省において登録が実施されます。実際の登録事務は各地方整備局等が行うため、申請書等は各地方整備局等に提出することになります。

現在、賃貸住宅管理業者は全国で約10万に上ります。この制度が浸透するにつれ、管理物件のオーナーや借主に対するアドバイザーのため、登録を受けようとする管理業者は年々増加していくものと思われる。我々行政書士としては、このような新規制度の情報を事前に把握し、いち早く活動することで新たな業務を開拓することが

新入会員の先生におかれましては、支部の各行事には是非積極的に参加して下さい。書籍やネットから得る知識より、諸先輩方から得られる知識は必ず日々の業務にも役立つことでしょう。川口支部の各行事における「フルイニング出場」を目指し、私自身も更なるスキルアップをしたいと思っております。

企画部長 竹田 智恵子

企画部では、去る8月11日、「産業廃棄物収集運搬業マスター講座」(初級・中級編)と題し、今年度第1回業務研修会を実施致しました。講師は当支部副支部長の小川見先生で、参加者は33名でした。



産廃研修会の様子
後日、会員10名からな

る業務研究会「産廃研究会」が発足し、毎月1回程度の業務研究会を行っております。9月2日、16日には、お忙しい中講師をお引き受けいただいた大宮支部副支部長の福田安伸先生をお招きし、「経営事項審査申請」についてと題して2日間に亘る連続研修会を実施しました。



支部長の大宮支部副支部長 福田安伸先生
経営研修会講師の

1日目に「初級編・中級編」、2日目には「応用編」の講義を、いずれも平日の夕方6時からの研修会にも拘らず、参加者それぞれ34名、32名と多くの会員が出席され、経験豊富な福田先生ならではの貴重なお話を伺うことができました。今更も、会員の皆様の業務に役立つ研修会を実施してまいりたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

厚生部長 高山 和伸

去る7月29日(土)、参加者29名にて秩父へのバス旅行を実施しました。秩父まつり会館の拝観後、都心から一番近い蒸気機関車、SL「パレオエクスプレス」に乗りまして優雅な汽車旅を楽しみました。汽車のあとは「長瀬ライン下り」、キレイな水と澄んだ空気のなが會員同士の話もはずみ、笑顔溢れる楽しい一日を過ごすことができました。



SL・パレオエクスプレスと長瀬ライン下りの様子
また、すでにご案内のとおり、12月3日・4日には伊豆伊東方面への一泊県外研修旅行を予定しております。会員相互の交流を深める絶好の機会ですので、是非ご参加下さい。

新会員自己紹介

産廃業務研究会に参加して
小林 光彰



平成23年4月に入会させていただきました。小林光彰と申します。私は大学卒業後、アパレルメーカーに入社、二つの会社設立に携わり、その後自分でも設立してありましたが、思うところがあり、行政書士を目指した次第です。

業務知識に乏しい私のような入会した者に、とって、支部研修会は、まさに頼みの綱のような存在で、8月11日の支部研修会「産廃収集運搬業マスター講座」にも参加させていただきました。産廃業務に触れるのは初めてでしたが、講師の小川見先生の講義は解りやすく、ご用意頂いた詳細な資料を拝見しながら、あっといふ間の2時間でした。解り易い講義を受けて、業務に興味を感じるとともに、ぜひ、自分

できればと思ひ、未施行ながらお知らせ致します。なお、申請様式の入手方法や手続きの内容は国土交通省ホームページをご参照ください。

情報提供
梅田 武司先生

※合併に伴う事務受付窓口の変更等について

本年10月11日付、川口市への編入合併により、鳩ヶ谷市の住居表示に変更が生じます。住民記録や戸籍関係、パスポート、税務関係、登記関係等の公的なものにつきましては原則手続き不要ですが、医療法人の定款または寄付行為の変更承認申請や、不動産鑑定士・業者登録の変更等手続きの必要な場合がおりますので留意して下さい。また、鳩ヶ谷市で行っていた届出受理等の事務が川口市へ移譲され、また、配置転換により窓口が変更となるなど申請書

類等の提出先が変わる場合がありますので事前に確認を行って下さい。

移譲事務の根拠法令(例)

- ・ 大気関係(大気汚染防止法)
- ・ 水質・土壌・地下水関係(水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律)
- ・ 化学物質関係(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)
- ・ 埼玉県生活環境保全条例(大気関係、水質関係、土壌関係、特定化学物質関係、公害防止組織関係、地下水採取関係)
- ・ 環境部環境保全課
川口市朝日4-21-33
朝日環境センター
リサイクルプラザ内
電話・048-228-5389

・ 市民相談室
本庁舎別館1階
←←←
本庁舎1階
(10月下旬以降)

※鳩ヶ谷市に事務所を置く支部会員の方向

鳩ヶ谷市内に事務所を置く支部会員につきましては、10月11日付の川口市との合併をもって事務所のある地に変更が生じることとなります。したがって、行政書士法第8条の4に定めるところにより、埼玉県行政書士会を經由し、遅滞なく変更登録申請を行って下さい。同時に、埼玉県行政書士会会則第8条の3の規定に基づく変更届を提出して下さい。詳細・様式は、支部HPから入手できます。

も手掛けたと思いましたが、できそうな気がするだけで、実際に手続きができるかどうかは分かりず不安でした。そんなところに、川口支部においては専門業務研究会があり、産廃業務研究会の立ち上げのご案内をいただき迷わず参加させていただきました。このような支部会運営をされている川口支部に対して感謝いたします。現在、産廃業務研究会がスタートし、他会員先生方とともに研究させて頂いております。お客様にとっては、入会したてであるのか、ベテランであるのかは関係なく、確実に業務遂行することを求められると思えますので、確実にこなせるレベルに到達し、エキスパートを目指します。また、永沼支部長、役員の方をはじめ、諸先輩の先生方には、いろいろとご配慮いただき心より御礼申し上げます。皆様の熱いハートに触れるたび、事務所経営の難しさから折れそうになる心にムチ打って気を引き締めております。今更も、実務能力を向上できるように日々努力いたします。